

街路樹年間管理業務委託（令和6年度）

簡易公募型プロポーザル募集要領

令和6年1月

成田市 土木部 道路管理課

## 目 次

1	業務目的	・・・	3
2	業務概要	・・・	3
3	参加資格及び参加表明手続	・・・	3
4	参加資格審査の結果通知	・・・	5
5	質問の受付及び回答	・・・	5
6	提案書及び見積書の提出	・・・	6
7	提案書の審査及び受注者の決定	・・・	8
8	その他	・・・	9

## 1. 業務目的

本業務は、本市が管理する街路樹や寄せ植えなどの良好な維持管理を実施することにより、快適且つ安全な道路環境の整備並びに景観の保持を図ることを目的とする。

## 2. 業務概要

### (1) 業務名称

街路樹年間管理業務委託（令和6年度）

### (2) 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

### (3) 業務内容及び委託箇所

別添「街路樹年間管理業務委託特記仕様書」のとおりとする。

### (4) スケジュール

募集から業務の受注者決定までのスケジュールは次のとおりとする。

①	参加募集期間	令和6年1月25日（木）から令和6年1月31日（水）まで
②	参加資格審査の結果通知	令和6年2月5日（月）
③	質問受付期間	令和6年2月5日（月）から令和6年2月13日（火）まで
④	質問回答	令和6年2月16日（金）
⑤	提案書受付期間	令和6年2月19日（月）から令和6年2月26日（金）まで
⑥	提案書審査結果の通知	委員会後、随時発送予定
⑦	受注者決定	令和6年3月中（予定）

## 3. 参加資格及び参加表明手続

本件プロポーザルに参加を希望する法人（以下「参加希望者」という。）は、以下に基づき、予め参加表明を行うものとする。

### (1) 参加資格

本件プロポーザルに参加できる者は、次の要件のすべてを満たすものとする。

- ① プロポーザルの参加募集開始の日までに令和 4・5 年度成田市入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）の「委託」部門（「緑地管理・道路清掃」部門）に登載されている者。
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない。
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更正手続の申立てがされた場合は、更正計画の認可の決定がなされている。
- ④ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続の開始の申立てがされた場合は、再生計画の認可の決定がなされている。
- ⑤ 手形交換所による取引停止処分を受けて 2 年間を経過しない者ではなく、プロポーザルの参加募集開始日前 6 か月以内に手形、小切手を不渡りにした者ではない。
- ⑥ 本件プロポーザルの参加募集開始の日までに、成田市建設工事請負業者等指名停止措置要領（令和 3 年 1 月 4 日改正）に基づく指名停止措置、又は成田市契約に係る暴力団対策措置要綱（平成 27 年 4 月 1 日制定）に基づく入札参加除外を受けていない。
- ⑦ 緊急時に指示を受けてから 1 時間以内に請負住区まで到着できる者。

## （2）参加表明手続

参加申請書類（様式 1 及び様式 2）を成田市役所 土木部 道路管理課に提出することで、本件プロポーザルへの参加表明を行ったものとする。

※参加住区に対する会社の所在地は問わない。

※参加希望住区数は無制限、1 社につき契約数は 2 住区までとする。

## （3）受付期間

令和 6 年 1 月 25 日（木）から令和 6 年 1 月 31 日（水）まで

なお、いかなる理由においても提出期限後は受け付けない。

※受付時間は、平日の 9 時から 17 時までとする。

## （4）参加辞退

参加申請書類の提出後に参加を辞退する場合は、下記、提出先及び問い合わせ先に連絡するとともに、令和 6 年 2 月 22 日（木）17 時までに、参加辞退届（様式 7）に辞退の理由を明記して提出すること。

(5) 提出先及び問い合わせ先

〒286-8585 成田市花崎町 760 番地

成田市役所 土木部 道路管理課 維持係（市役所5階）

電話番号：0476-20-1551（直通） 担当：柏崎・花澤・小畑

(6) 提出書類

ア. 参加申請書（様式1） 1部

イ. 参加資格に関する申告書（様式2） 1部

ウ. 配置技術者調書（様式4）

(7) 参加表明に係る留意事項

- ・該当する業務実績は正確に記入してください。
- ・業務実績は、平成25年4月1日から本件プロポーザルの参加募集開始の日までに、官公庁が発注した街路樹の管理業務委託に係る業務とします。
- ・官公庁が発注した街路樹の管理業務であることが分かる下記ものを添付して下さい。

◇契約書の写し（発注者、業務名、契約期間、契約金額(確認できるページのみで可)、仕様書等)

※「街路樹」とは、道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他道路の管理上必要な施設として、道路管理者が設置する「道路の付属物」の一種です。（道路法第2条第2項）

(8) 提出方法

持参または郵送とし、いずれの場合においても受付期間外の提出は受理しない。郵送の場合は、表面に「街路樹年間管理業務委託（令和6年度） 応募書類在中」と朱書きのうえ、令和6年1月31日（水）17時必着とする。

なお、持参の場合は、書類の確認を行うため、事前に来庁時間を予約すること。

#### 4. 参加資格審査の結果通知

参加資格審査結果の通知は、提出書類を審査のうえ、令和6年2月5日（月）に参加資格審査結果通知書等を郵送する。

#### 5. 質問の受付及び回答

## (1) 質問の受付

本件プロポーザルに係る質問は、以下のとおり受け付ける。

- ① 質問方法：別紙質問書（様式3）を記入した上で、電子メールアドレスに送信するものとする。
- ② 電子メールアドレス：[doro@city.narita.chiba.jp](mailto:doro@city.narita.chiba.jp)
- ③ 電子メールの件名：街路樹年間管理業務委託（令和6年度）プロポーザル質問書（法人名）
- ④ 質問受付期間：令和6年2月5日（月）から2月13日（火）17時まで

## (2) 質問の回答

質問事項への回答(様式3-2)は、令和6年2月16日（金）までに提案者全てに電子メールにより通知する。なお、質問の無かった提案者においては、(様式1)に記載された電子メールアドレスに通知することとする。

## 6. 提案書及び見積書の提出

### (1) 提案書受付期間

令和6年2月19日（月）から2月26日（金）まで

※受付時間は、平日の9時から17時までとする。

なお、いかなる理由においても提出期限後は受け付けない。

### (2) 提出先及び問い合わせ先

P3「3. 参加資格及び参加表明手続（4）提出先及び問い合わせ先」と同じ。

### (3) 提出書類

- ① 提案書（様式5） 1部
- ② 評価項目調書（様式6） 1部
- ③ 見積書(任意書式) ※内訳書を添付し、参加資格に関する申告書(様式2)に記載した住区ごとに各1部
- ④ 業務計画書(任意様式)（様式6、⑥～⑬について）

### (4) 提出書類の作成に係る留意事項

- ① 提案書
  - ・法人の所在地、名称及び代表者名を記入し、代表者印を押印すること。
  - ・連絡先等については、本件プロポーザルについて、市から連絡を受ける部署、

担当者氏名、電話番号、電子メールアドレスを記入すること。

② 見積書

- ・法人の所在地、名称及び代表者名を記入し、代表者印を押印すること。
- ・提案金額の上限を超えないようにすること。
- ・提案金額の下限を下回らないようにすること。
- ・内訳書を添付すること。
- ・見積書の記載金額に係る消費税については、10%として計上して記載するものとする。
- ・参加資格に関する申告書（様式2）に記載した住区ごとに、予定価格に対する見積もりを住区が分かるように作成し提出すること。

③見積金額は税込価格とする。

④P9「8.その他」に係る評価項目の判定に使用するため、受注した場合を想定し作成する。

(5) 提案金額の上限（予定価格）

①ニュータウン1・6住区、成田七栄線	金 27,170,000 円
②ニュータウン2住区・市役所通り他	金 23,650,000 円
③ニュータウン3・5住区・美郷台	金 34,870,000 円
④ニュータウン4住区・ウイング土屋	金 18,260,000 円
⑤ニュータウン7・8住区	金 21,230,000 円
⑥西口大通り・広場等	金 12,210,000 円
⑦ニュータウン中央線	金 24,090,000 円
⑧公津の杜	金 28,930,000 円

(6) 提案金額の下限（最低制限価格）

①ニュータウン1・6住区、成田七栄線	金 19,019,000 円
②ニュータウン2住区・市役所通り他	金 16,555,000 円
③ニュータウン3・5住区・美郷台	金 24,409,000 円
④ニュータウン4住区・ウイング土屋	金 12,782,000 円
⑤ニュータウン7・8住区	金 14,861,000 円
⑥西口大通り・広場等	金 8,547,000 円
⑦ニュータウン中央線	金 16,863,000 円
⑧公津の杜	金 20,251,000 円

## (7) 提出方法

持参または郵送とし、いずれの場合においても受付期間外の提出は受理しない。郵送の場合は、表面に「街路樹年間管理業務委託（令和6年度） 応募書類在中」と朱書きのうえ、令和6年2月26日（金）17時必着とする。

なお、持参の場合は、書類の確認を行うため、事前に来庁時間を予約すること。

## (8) 提案書に係る留意事項

- ① 提案者一法人につき、参加申請書（様式 1）及び参加資格に関する申告書（様式 2）により、参加表明を行ったすべての住区に対して提案するものとする。
- ② 提出された書類は返却しない。
- ③ 提案に際し要した費用は、各提案者の負担とする。
- ④ 提出された提案書は、公平性、透明性及び客観性を期すため、公表することがある。
- ⑤ 提案内容は、参加を表明した業務を請負った場合、実際に行うものを記載すること。
- ⑥ 以下のいずれかに該当する提案は無効とする。
  - ・ 提出方法、提出先、提案書受付期間に適合しないもの。
  - ・ 参加資格を満たさない者から提出されたもの。
  - ・ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
  - ・ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
  - ・ 虚偽の内容が記載されているもの。
  - ・ この募集要領に定められた以外の手法により、選定審査委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的、間接的に求めたとき。
  - ・ その他、行為が法令違反であり、審査結果に影響を与える恐れのあるとき。

## 7. 提案書の審査及び受注者の決定

### (1) 提案書の審査及び優先交渉権の交渉

提案書の審査については、別紙「街路樹年間管理業務委託（令和6年度）公募型プロポーザル実施要項」に基づくものとする。

### (2) 選定結果の通知

市長は、実施要項に基づき開催された選定委員会の結果を各提案者に通知するものとする。なお、通知する結果は当該提案者に関する結果のみとする。



(3) 受注者の決定

市長は、確定された優先交渉権者を受注者として決定する。

(4) 契約方法

契約方法は、特定者との随意契約とする。本プロポーザル申込み時に提出した見積書の額を契約額とし、1 業者につき2 住区までの契約とする。

## 8. その他

### (1) 評価項目と配点（別表1）

区分	審査項目	評価項目	関連様式	配点
施工能力	実績	①平成25年4月1日以降に官公庁が発注した街路樹の管理業務の実績がある	様式2	0~15
		②主任技術者または現場代理人として過去10年において成田市発注の街路樹管理業務の実績がある	様式4	0~10
	資格	①配置予定技術者が一級造園施工管理技士、二級造園施工管理技士、造園技能士1級、造園技能士2級、造園技能士3級、街路樹剪定士、その他造園関係の資格保有者が含まれるか	様式4	0~15
施工体制	安全	①道路上における作業時の安全対策が明確になっているか	業務計画書	0~5
		②作業計画が近隣住民に配慮したものとなっているか	業務計画書	0~5
	配置	①業務の主旨を理解した上で迅速に対応来するような組織体系か	業務計画書	0~5
		②災害時における連絡体制及び対応について発注者への提出書類として適切であり、かつ内容が具体性を持っているか	業務計画書	0~5
		③連絡体制及び指揮系統が明確になっているか	業務計画書	0~5
		④参加希望住区への適切な人員配置を行うことができるか	業務計画書	0~5
その他	成果	品質・出来形・写真管理について、適切に管理できるような具体的な内容となっているか	業務計画書	0~5
	雇用	成田市民の雇用はあるか	業務計画書	0~5
	提案	街路樹の良好な管理に関する提案や、管理を行う上での創意工夫はあるか	業務計画書	0~20
計				100点

(2)見積書配点

見積書の価格による評価点の算出

◆価格評価点=100点×プロポーザル参加者の最低見積書の価格／見積書の価格  
 $100 \times ( \quad ) / ( \quad )$

※小数点第2位四捨五入

価格評価点 /100点

(3)評価値

◆評価項目点 ( )点 + 価格評価点 ( )点

評価値 /200点